

〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

1 退職一時金制度

(1) 退職一時金の制度の有無及びその内容（表1）【集計表第1表、第2表】

制度を採用しているのは、調査産業計では194社（集計213社の91.1%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは33社（制度のある194社の17.0%）、それ以外は163社（同84.0%）となっている。製造業では制度を採用しているのは106社（集計119社の89.1%）で、退職一時金の算定基礎に退職時の賃金を用いるのは19社（制度のある106社の17.9%）、それ以外は87社（同82.1%）となっている。

調査産業計で退職時の賃金以外を算定基礎給とする163社のうち、「点数方式（職能等級、勤続年数等を点数（ポイント）に置き換えて算定する方式）」が122社（163社の74.8%）、「別テーブル方式（賃金と連動しない体系又はテーブルで算定する方式）」が28社（同17.2%）等となっている。製造業では退職時の賃金以外を算定基礎給とする87社のうち、「点数（ポイント）方式」が66社（87社の75.9%）、「別テーブル方式」が15社（同17.2%）等となっている。

表1 退職一時金制度の有無及び算定基礎

産業区分・年	退職一時金 制度のある 企業	退職一時金の算定基礎（複数回答）					退職一時金 制度のない 企業（退職年 金制度のみ）
		退職時 の賃金	退職時の 賃金以外	別テーブル 方式	点数（ポイ ント）方式	その他	
調査産業計	194	33	163	28	122	16	19
製造業	106	19	87	15	66	7	13
平成27年 調査産業計	199	28	172	29	134	13	18
製造業	116	18	100	17	79	5	15

（注1） 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

（注2） 退職一時金の算定基礎について平成27年調査から複数回答方式で調査している。

(2) 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係（表2）【集計表第3表】

調査産業計では、賃金改定の結果を退職一時金の算定基礎に自動的に反映させるのは51社（退職一時金の支払原資を社内で準備している企業189社の27.0%）で、そのうち改定結果の全部を反映させるのが31社（51社の60.8%）、一部を反映させるのが19社（同37.3%）となっている。賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも

自動的に反映させないのは133社（支払原資を社内で準備している189社の70.4%）で、そのうち算定基礎は賃金改定とは連動しないのが123社（133社の92.5%）となっている。

製造業では、改定結果を算定基礎に自動的に反映させるのは26社（支払原資を社内で準備している103社の25.2%）、必ずしも自動的に反映させないのは73社（同70.9%）となっている。

表2 賃金改定と退職一時金の算定基礎との関係

(社)

産業区分	退職一時金の支払原資を社内で準備している社数	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させる	賃金改定の結果を算定基礎に自動的に反映させる			賃金改定の結果を算定基礎に必ずしも自動的に反映させない	反映させるか否かはその時点で判断	算定基礎は賃金改定とは連動しない
			全部を反映	一部を反映	その時点で判断			
調査産業計	189	51	31	19	—	133	6	123
製造業	103	26	15	10	—	73	2	68
平成27年調査産業計	193	48	33	13	1	138	7	126
製造業	113	28	18	8	1	79	2	74

(3) 定年到達までの退職金の算定（表3）【集計表第4表】

一定の年齢や勤続年数で退職一時金を固定する制度があるのは、調査産業計では38社（集計188社の20.2%）で、固定する平均年齢は56.9歳、平均勤続年数は34.5年となっている。製造業では19社（集計101社の18.8%）で、平均年齢は56.8歳、平均勤続年数は34.3年となっている。

退職一時金が定年まで増えるのは、調査産業計では150社（集計188社の79.8%）で、そのうち算定基礎給及び支給率ともに上昇するのは28社（150社の18.7%）、ポイントが増加するのは84社（同56.0%）となっている。製造業では82社（集計101社の81.2%）で、それぞれ16社（82社の19.5%）、47社（同57.3%）となっている。

表3 定年前の退職一時金の取扱い

(社)

産業区分・年	集計社数	定年前に退職一時金額を固定	定年まで退職一時金額を増額する	算定基礎給及び支給率が上昇	ポイントが増加	その他
調査産業計	188	38	150	28	84	22
製造業	101	19	82	16	47	8
平成27年						
調査産業計	194	45	149	20	96	27
製造業	114	27	87	13	57	14

(4) 退職一時金受給資格に要する最低勤続期間(所要年数)(表4) 【集計表第5表】

退職一時金の受給資格付与に要する最低勤続期間(所要年数)を退職理由別にみると、会社都合では調査産業計、製造業ともに「1年未満」とする企業が最も多く、それぞれ71社(集計185社の38.4%)、42社(同99社の42.4%)となっている。自己都合では調査産業計、製造業ともに「3年以上」とする企業が最も多く、それぞれ95社(同185社の51.4%)、48社(同99社の48.5%)となっている。

表4 退職一時金受給資格付与に要する所要年数

(社)

産業区分・年	集計社数	会社都合(定年を含む)				自己都合			
		1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上	1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上
調査産業計	185	71	57	14	23	10	46	31	95
製造業	99	42	34	3	5	6	30	14	48
平成27年									
調査産業計	191	77	50	10	28	15	47	29	97
製造業	111	48	30	5	9	8	32	16	53

(5) 退職一時金制度の変更状況(表5) 【集計表第6表】

最近2年間(平成27年7月～平成29年6月)に退職一時金制度を変更したのは、調査産業計では23社(集計186社の12.4%)となっている。変更内容は「支給率の変更」が8社(23社の34.8%)、「算定基礎給の変更」、「算定方法の変更」及び「原資の一部又は全部を年金に移行」が3社(同13.0%)等となっている。製造業で変更したのは12社(集計99社の12.1%)となっている。

表5 退職一時金の変更状況

(社)

産業区分・年	集計社数	変更あり	(複数回答)							変更なし
			算定基礎給の変更	算定方法の変更	支給率の変更	特別加算制度の変更	制度の廃止	原資の一部又は全部を年金に移行	その他	
調査産業計	186	23	3	3	8	2	1	3	7	163
製造業	99	12	1	2	7	1	1	1	3	87
平成27年										
調査産業計	195	26	5	5	7	4	—	1	7	169
製造業	115	16	3	2	6	2	—	—	6	99

2 退職年金制度

(1) 退職年金制度の有無及びその種類 (表6) 【集計表第7表】

調査産業計で制度を採用しているのは201社(集計213社の94.4%)で、「確定給付企業年金(規約型)」97社(制度のある201社の48.3%)、「確定給付企業年金(基金型)」66社(同32.8%)、「確定拠出年金(企業型)」133社(同66.2%)等となっている。

製造業で制度を採用しているのは112社(集計119社の94.1%)で、「確定給付企業年金(規約型)」44社(制度のある112社の39.3%)、「確定給付企業年金(基金型)」45社(同40.2%)、「確定拠出年金(企業型)」79社(同70.5%)等となっている。

表6 退職年金制度の有無及び導入している年金の種類

(社)

産業区分・年	退職年金制度のある企業	導入している年金の種類 (複数回答)					退職年金制度のない企業 (退職一時金制度のみ)
		確定給付企業年金	規約型	基金型	確定拠出年金(企業型)	その他の年金	
調査産業計	201	163	97	66	133	5	12
製造業	112	89	44	45	79	4	7
平成27年							
調査産業計	205	170	103	67	127	3	12
製造業	123	104	54	50	80	1	8

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や確定拠出年金(個人型)、企業独自の年金等が含まれる。

(2) 退職年金制度の変更状況（表7）【集計表第8表】

最近2年間（平成27年7月～平成29年6月）に制度を変更したのは、調査産業計では47社（集計202社の23.3%）となっている。変更した年金の種類は確定給付企業年金が33社（同16.3%）、確定拠出年金（企業型）が27社（同13.4%）等となっており、内容は、「制度の新設」が19社（同9.4%）、「予定利率・給付利率の引下げ」が14社（同6.9%）等となっている。製造業で制度を変更したのは29社（集計114社の25.4%）で、変更した年金の種類は確定給付企業年金が21社（同18.4%）、確定拠出年金（企業型）が16社（同14.0%）等となっている。

表7 退職年金制度の変更状況

（社）

産業区分・年	集計社数	変更あり	（複数回答）			変更なし
			確定給付 企業年金	確定拠出年金 （企業型）	その他の年金	
調査産業計	202	47	33	27	2	155
製造業	114	29	21	16	2	85
平成27年						
調査産業計	203	45	33	23	1	158
製造業	122	31	22	18	1	91

（注） 表6の（注）に同じ。

(3) 年金の掛金（表8）【集計表第9-1表～第9-3表】

調査産業計で掛金の算定方法についてみると、確定給付企業年金（規約型）では「点数（ポイント）に単価を乗ずる」が40社（制度のある97社の41.2%）、「算定基礎に定率（全員同率）を乗ずる」が38社（同39.2%）で、確定給付企業年金（基金型）ではそれぞれ30社（制度のある66社の45.5%）、17社（同25.8%）等となっている。確定拠出年金（企業型）ではそれぞれ57社（制度のある133社の42.9%）、22社（同16.5%）等となっている。

調査産業計で確定給付企業年金（規約型、基金型）を採用している企業のうち、労働者の掛金負担があるのは、規約型では7社（集計97社の7.2%）、基金型では11社（同65社の16.9%）となっている。確定拠出年金（企業型）を採用している企業でマッチング拠出を導入しているのは51社（同131社の38.9%）となっている。

表8 掛金の算定方式（調査産業計）

(社)

年金の種類	制度のある企業	定額 〔全員同額〕	算定基礎に定率 (全員同率)を乗ずる	点数 (ポイント)に単価を乗ずる	性、年齢、勤続年数等に 応じた額	算定基礎に性、年齢、勤続年数等に応じた割合を乗ずる	その他
確定給付企業年金（規約型）	97	5	38	40	3	1	10
確定給付企業年金（基金型）	66	3	17	30	1	4	9
確定拠出年金（企業型）	133	13	22	57	—	—	35
平成27年							
確定給付企業年金（規約型）	103	8	35	44	1	2	11
確定給付企業年金（基金型）	67	3	18	30	2	2	11
確定拠出年金（企業型）	127	12	23	56	—	—	29

(注) その他には、「定額+定率」等、複数の算定方法を併用している場合等が含まれる。

3 退職金額

(1) 平均退職金支給額（表9、表10）【集計表第11表、第12表】

平成28年度1年間（決算期間）の平均退職金支給額を退職事由別にみると、調査産業計では定年退職18,131千円、会社都合19,017千円、自己都合4,185千円となっている。製造業では定年退職17,067千円、会社都合18,741千円、自己都合2,945千円となっている。

表9 退職事由別1人平均退職金額

(社、千円)

産業区分・ 年度	定年退職		会社都合		自己都合	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計	111	18,131	54	19,017	109	4,185
製造業	56	17,067	28	18,741	53	2,945
平成27年度						
調査産業計	120	19,664	55	17,784	115	4,488
製造業	70	18,576	36	17,714	65	4,034

(注) 金額には退職年金の掛金（事業主負担分）の現価額が含まれる。

男性定年退職者の退職金支給額を学歴、勤続年数別にみると、調査産業計では大学卒は勤続35年22,129千円、満勤勤続22,490千円、高校卒はそれぞれ12,602千円、17,922千円となっている。製造業では大学卒は勤続35年18,530千円、満勤勤続21,363千円、高校卒はそれぞれ12,223千円、16,909千円となっている。

表 10 勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額（男）

（社、千円）

産業区分・勤続年数・年	大学卒		高校卒	
	集計社数	退職金額	集計社数	退職金額
調査産業計				
勤続 35 年	26	22,129	19	12,602
満勤勤続	70	22,490	76	17,922
製造業				
勤続 35 年	13	18,530	11	12,223
満勤勤続	38	21,363	41	16,909
平成 27 年				
調査産業計				
勤続 35 年	25	19,781	18	15,414
満勤勤続	66	23,039	78	20,152
製造業				
勤続 35 年	15	20,755	9	14,277
満勤勤続	41	22,174	49	19,246

(2) モデル退職金（表11、表12）【集計表第13表、第14表】

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいい、退職年金制度を併用している企業においては、退職年金現価額が含まれている。

定年退職した場合の退職金額は、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）26,947千円、高校卒事務・技術（総合職）24,779千円、高校卒生産18,408千円となっている。製造業はそれぞれ30,927千円、25,526千円、20,283千円となっている。

表11 モデル退職金額（会社都合）

（千円）

職種、学歴、産業区分	勤続 3 年	勤続 5 年	勤続 10 年	勤続 15 年	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	勤続 35 年	60 歳	定年
事務・技術（総合職）										
大学卒	(25 歳)	(27 歳)	(32 歳)	(37 歳)	(42 歳)	(47 歳)	(52 歳)	(57 歳)		
調査産業計	721	1,244	3,297	6,287	10,106	15,080	21,836	25,910	28,005	26,947
製造業	793	1,434	3,688	6,835	10,616	15,736	22,074	26,692	30,376	30,927
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	553	994	2,468	4,737	7,675	11,595	15,547	19,996	25,781	24,779
製造業	607	1,049	2,603	4,908	7,959	12,068	16,037	20,952	26,427	25,526
生産										
高校卒	(21 歳)	(23 歳)	(28 歳)	(33 歳)	(38 歳)	(43 歳)	(48 歳)	(53 歳)		
調査産業計	540	994	2,386	4,403	7,350	11,013	14,712	18,492	20,614	18,408
製造業	548	1,012	2,487	4,458	7,464	11,074	14,775	18,501	21,220	20,283

定年退職時のモデル退職金額での学歴間格差についてみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、調査産業計では高校卒事務・技術（総合職）は92.0、高校卒生産は68.3となっている。製造業ではそれぞれ82.5、65.6となっている。

表 12 モデル退職金額の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の高校卒の水準）

産業区分	定年	
	事務・技術 （総合職）	生産
調査産業計	92.0	68.3
製造業	82.5	65.6
平成 27 年		
調査産業計	91.1	84.9
製造業	84.0	76.5

また、モデル退職金額の内訳（退職一時金額と退職年金現価額）に回答があった企業についてみると、定年退職時の大学卒事務・技術（総合職）のモデル退職金額は、調査産業計では30,638千円となっており、その内訳は、退職一時金額が16,565千円、退職年金現価額が14,073千円となっている。製造業では38,518千円となっており、その内訳は、退職一時金額が22,584千円、退職年金現価額が15,934千円となっている【集計表第14-1表】。

4 定年制

(1) 定年制の有無及び定年年齢【集計表第15表】

調査産業計で定年制を採用しているのは206社（集計207社の99.5%）、製造業では集計114社全てで定年制を採用している。定年を「60歳」としているのが、調査産業計では197社（制度のある206社の95.6%）、製造業では109社（同114社の95.6%）、「65歳」がそれぞれ7社（同206社の3.4%）、4社（同114社の3.5%）となっている。

(2) 選択定年制（早期退職優遇制度）（表13、表14）【集計表第16表】

調査産業計では制度があるのは102社（集計206社の49.5%）で、うち勤続年数を要件とする企業は81社（制度がある102社の79.4%）、所要年数の平均は14.0年となっている。製造業で制度のある53社（集計114社の46.5%）のうち、勤続年

数を要件とする企業は42社（53社の79.2%）、所要年数の平均は12.3年となっている。

制度の適用開始年齢をみると、「50歳」から適用を開始する企業が最も多く、調査産業計では42社（102社の41.2%）、製造業では17社（53社の32.1%）となっている。

表 13 選択定年制の適用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	勤続年数の要件		制度なし
			要件あり	要件なし	
調査産業計	206	102	81	21	104
製造業	114	53	42	11	61
平成 27 年					
調査産業計	216	111	92	19	105
製造業	131	63	53	10	68

(注) 勤続年数の要件の有無について無回答の企業が存在する。

退職一時金の優遇措置があるのは、調査産業計では 99 社（制度のある 102 社の 97.1%）で、定年退職と同等に扱う企業と退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業がともに 43 社（優遇措置のある 99 社の 43.4%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が 12 社（同 12.1%）等となっている。製造業では優遇措置があるのは 52 社（制度のある 53 社の 98.1%）で、定年退職と同様に扱う企業が 24 社（優遇措置のある 52 社の 46.2%）、退職時の年齢に応じて支給額を加算する企業が 23 社（同 44.2%）、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が 8 社（同 15.4%）等となっている。

退職年金の優遇措置があるのは、調査産業計では 7 社（制度のある 102 社の 6.9%）、製造業では 2 社（同 53 社の 3.8%）となっている。

表 14 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置

(社)

産業区分・年	制度あり (再掲)	退職一時 金の優遇 あり	優遇措置 (複数回答)				退職年金 の優遇 あり	その他の 優遇あり
			定年退職 と同等に 扱う	勤続年数 の加算	年齢に応 じた加算	その他		
調査産業計	102	99	43	12	43	25	7	8
製造業	53	52	24	8	23	17	2	5
平成 27 年								
調査産業計	111	104	47	15	48	23	13	12
製造業	63	58	27	7	32	14	6	7

5 継続雇用制度

(1) 継続雇用制度【集計表第17表】

継続雇用制度を採用しているのは、調査産業計では203社(定年制のある206社の98.5%)、製造業では111社(同114社の97.4%)となっており、再雇用制度を採用しているのは調査産業計では202社(継続雇用制度のある203社の99.5%)、製造業では継続雇用制度のある111社全てで再雇用制度を採用している。勤務延長制度を採用しているのは調査産業計では5社(203社の2.5%)、製造業では2社(111社の1.8%)となっている。

(2) 再雇用時の雇用・就業形態(表15)【集計表第18表】

再雇用時の雇用・就業形態をみると、調査産業計では「嘱託社員」が最も多いとする企業が114社(集計201社の56.7%)、「契約社員」が47社(同23.4%)、「パート・アルバイト」が12社(同6.0%)等となっている。

製造業では「嘱託社員」が最も多いとする企業が60社(集計111社の54.1%)、「契約社員」が28社(同25.2%)、「正社員」と「パート・アルバイト」が6社(同5.4%)等となっている。

表 15 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

(社)

産業区分・年	集計社数	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・ アルバイト	子会社・ 関連会社の 従業員	その他
調査産業計	201	11	47	114	12	7	10
製造業	111	6	28	60	6	3	8
平成 27 年							
調査産業計	213	13	55	116	8	12	9
製造業	129	9	37	67	3	7	6

(注)「子会社・関連会社の従業員」には、雇用形態にかかわらず子会社や関連会社で働く労働者全てを含む。

(3) 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較 (表16) 【集計表第19表】

再雇用制度を採用している企業について再雇用時と定年退職時の労働条件を比べてみると、調査産業計では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は151社（集計197社の76.6%）、定年退職時の「80%以上100%未満」が10社（同5.1%）等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が107社（同198社の54.0%）、「50%未満」が58社（同29.3%）等となっており、「定年退職時と同じ」企業はなかった。

製造業では所定労働時間が「定年退職時と同じ」企業は92社（集計108社の85.2%）、「80%以上100%未満」が4社（同3.7%）等となっている。基本給の時間単価は「50%以上80%未満」が68社（同109社の62.4%）、「50%未満」が30社（同27.5%）等となっており、「定年退職時と同じ」企業はなかった。

表 16 再雇用時と定年退職時との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	所定労働時間						基本給の時間単価					
	集計社数	定年退職時の 50% 未満	50% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	定年退職時と 同じ	その他	集計社数	定年退職時の 50% 未満	50% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	定年退職時と 同じ	その他
調査産業計	197	3	5	10	151	28	198	58	107	5	—	28
製造業	108	—	2	4	92	10	109	30	68	1	—	10
平成 27 年												
調査産業計	210	—	13	9	142	46	208	68	101	1	—	38
製造業	126	—	6	2	96	22	126	40	70	—	—	16

(4) 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(表 17) 【集計表第 20 表】

再雇用制度を採用している企業について、再雇用労働者の労働条件と定年年齢到達前の常用労働者の労働条件を比べると、調査産業計では再雇用労働者は定期

昇給なしとする企業は168社（集計199社の84.4%）、定年年齢到達前より低い水準が9社（同4.5%）、一時金（賞与）が低い水準が124社（同197社の62.9%）、支給なしが40社（同20.3%）等となっている。

製造業では定期昇給なしとする企業が94社（集計109社の86.2%）、定年年齢到達前より低い水準が5社（同4.6%）、一時金（賞与）が低い水準が72社（同107社の67.3%）、支給なしが19社（同17.8%）等となっている。

表 17 再雇用労働者と定年年齢到達前の常用労働者との労働条件の比較

(社)

産業区分・年	定期昇給					一時金（賞与）				
	集計社数	低い水準	同じ水準	その他	昇給なし	集計社数	低い水準	同じ水準	その他	支給なし
調査産業計	199	9	4	18	168	197	124	9	24	40
製造業	109	5	1	9	94	107	72	5	11	19
平成 27 年										
調査産業計	210	17	5	19	169	210	128	7	28	47
製造業	128	13	1	9	105	127	85	4	13	25